2　禁止命令等の制度の見直し

(一)　警告前置の廃止

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る同条の規定に違反する行為をした場合でなくとも、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等をすることができることとした。（改正法第二条の規定による改正後の第五条第一項関係）

(二)　緊急時の禁止命令等

公安委員会は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等をすることができることとした。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して一五日以内に行わなければならないこととした。（改正法第二条の規定による改正後の第五条第三項関係）

(三)　禁止命令等の有効期間（改正法第二条の規定による改正後の第五条第八項及び第九項関係）

(1)　禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とすることとした。

(2)　公安委員会は、禁止命令等をした場合において、(1)の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができることとし、当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とすることとした。

(四)　仮の命令の制度の廃止

仮の命令の制度は、廃止することとした。（第六条関係）

3　ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対してその相手方の氏名、住所等の情報を提供してはならないこととした。（改正法第一条の規定による改正後の第七条関係）

4　ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための措置等

(一)　職務関係者による配慮等（改正法第一条の規定による改正後の第九条関係）

(1)　ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないこととした。

(2)　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うこととした。

(3)　国、地方公共団体等は、(1)及び(2)のほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(二)　民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならないこととした。（改正法第一条の規定による改正後の第一〇条第一項関係）

(三)　調査研究の推進

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならないこととした。（改正法第一条の規定による改正後の第一一条関係）

(四)　ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（改正法第一条の規定による改正後の第一二条関係）

(1)　ストーカー行為等の実態の把握

(2)　人材の養成及び資質の向上

(3)　教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発

(4)　民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

5　公安委員会の事務の委任（改正法第二条の規定による改正後の第一七条関係）

(一)　ストーカー行為等の規制等に関する法律により公安委員会の権限に属する事務は、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長に行わせることができることとした。

(二)　方面公安委員会は、第一五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、(一)の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができることとした。

6　罰則の見直し

(一)　ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を一年（改正前六月）に、罰金刑の上限を一〇〇万円（改正前五〇万円）に、それぞれ引き上げるとともに、告訴がなければ公訴を提起することができないこととしている規定を削ることとした。（改正法第一条の規定による改正後の第一八条関係）

(二)　禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者及び禁止命令等に違反してつきまとい等をすることによりストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を二年（改正前一年）に、罰金刑の上限を二〇〇万円（改正前一〇〇万円）に、それぞれ引き上げることとした。（改正法第一条の規定による改正後の第一九条関係）

(三)　(二)のほか、禁止命令等に違反した者に対する刑事罰について、五〇万円以下の罰金のほか、六月以下の懲役に処することができることとした。（改正法第一条の規定による改正後の第二〇条関係）

7　その他

(一)　2の(三)による改正前にされた禁止命令等の有効期間に係る経過措置その他所要の経過措置に関する規定等を設けることとした。

(二)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。ただし、2及び5は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇官民データ活用推進基本法（法律第一〇三号）

（内閣官房）

1　目的

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにすること等により、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、管理、利用、又は提供されるものをいうこととした。（第二条関係）